

〇にかほ市議会基本条例

平成23年9月22日

条例第20号

改正 平成24年12月20日条例第42号

平成25年3月22日条例第21号

平成26年3月24日条例第18号

平成29年3月17日条例第17号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則（第3条—第8条）

第3章 市民と議会との関係（第9条・第10条）

第4章 議会と行政の関係（第11条—第16条）

第5章 自由討議の保障及び拡大（第17条）

第6章 委員会の活動（第18条）

第7章 政務活動費（第19条）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第20条—第24条）

第9章 議会改革（第25条）

第10章 議員の使命（第26条）

第11章 条例の検証及び見直し手続（第27条）

附則

にかほ市議会は、市における最高の意思決定機関として、議会及び議員の使命に基づき、市民の負託にこたえる責務を有しています。

新しい地方主体の時代を迎え、議会には、これまで以上に監視、調査、政策立案及び立法の機能強化が求められています。そして、積極的な情報公開を行い、市民に開かれた議会を実現しなければなりません。

ここに、にかほ市議会は、議員間で自由かつつな討議を重ね、市民に信頼される議会運営に努めることとし、議会運営における最高規範として、にかほ市議会基本条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会運営における基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上及び市政の進展に寄与することを目的とする。

(他の条例等との関係)

第2条 前条の規定に基づき、この条例の趣旨に反した議会運営に関する条例、規則等は制定してはならない。

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則

(議会の運営原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。

- (1) 公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という。）の市政運営状況を監視すること。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。
- (4) 議員相互間の討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。
- (5) にかほ市議会会議規則（平成17年にかほ市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）、にかほ市議会委員会条例（平成17年にかほ市条例第195号。以下「委員会条例」という。）及び議会における先例又は申し合わせ事項は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。
- (6) 市民が傍聴しやすく、わかりやすい議会運営に努めること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体の福祉向上を目指すこと。
- (3) 議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めること。

(会派)

第5条 議員は、同一理念を共有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができる。

3 会派は、市民との意見交換の場を設けることができる。

(会派代表者会議)

第6条 会派代表者会議について必要な事項は、にかほ市議会における「会派」に関する申し合わせで定めるものとする。

(全員協議会)

第7条 全員協議会について必要な事項は、にかほ市議会申し合わせで定めるものとする。

(議長の権限と役割)

第8条 議長の権限については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に定めるところによるものとし、その役割については、会議規則で定めるものとする。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第9条 議会は、議会活動に関して有する情報を市民に積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすよう努めることとする。

2 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情等を市民による政策提案と位置づける。また、その審議において、請願者及び陳情者が議会で意見を述べることを希望した場合は、その意見を聴く機会を設けるものとする。

(議会報告会)

第10条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

第4章 議会と行政の関係

(議会と市長等との関係)

第11条 議会審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。

2 会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にしなければならない。

3 会議において、議員は、一問一答方式を積極的に活用し、市長等は、議長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

(適正な議会費の確立)

第12条 議会は、適正な議会の活動を確立するため、自ら議会費を確保するための予算に関する資料を作成し、市長に提出することができる。

(法第96条第2項の議決事件)

第13条 法第96条第2項の規定により、基本構想及びこれに基づく基本計画を、議会で議決すべき事件とする。

(市長による政策形成過程の説明)

第14条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等(以下「政策等」とする。)について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の内容を充実するため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の資料を提示し説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参画の実施の有無及びその内容
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 政策等の実施に係る財源措置
- (6) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

(予算及び決算における説明)

第15条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

(災害時の対応)

第16条 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、災害からの復興に向けて、次に掲げるとおり積極的な役割を果たすよう対応するものとする。

- (1) 生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要予算を迅速に決定する
- (2) 状況を調査し、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う
- (3) 必要に応じて関係機関と連携を図るための組織及び議員による協議又は調整を行うための組織を設置する

第5章 自由討議の保障及び拡大

(自由討議の保障及び拡大)

第17条 議会は、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、前項の議員相互間の自由討議を拡大し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。

第6章 委員会の活動

(委員会の適切な運用)

第18条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

2 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

4 委員会は、委員会条例に定めるところにより公開しなければならない。

第7章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第19条 政務活動費は、政策立案のための諸活動、調査及び研究に資するため交付されるものであることを認識し、にかほ市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年にかほ市条例第20号）に基づき、適正に執行しなければならない。

2 会派及び議員は、政務活動費の収支報告書及び会計簿を、公表しなければならない。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第20条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

3 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。

(議会図書室の充実)

第22条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室の市民による利用を積極的に推進しなければならない。

(議会広報の充実)

第23条 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

(専門的知見の活用)

第24条 議会は、市における重要課題に対応するため、法第100条の2の規定により、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

第9章 議会改革

(議会改革)

第25条 議会は、議会改革に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

2 議会は、前項の議会改革に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置するものとする。

3 前項の議会改革推進会議に関することは、別に定める。

第10章 議員の使命

(議員の使命)

第26条 議員は、市民の代表として、責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるような行為を排除し、政治倫理の確立に努めなければならない。

第11章 条例の検証及び見直し手続

(条例の検証及び見直し手続)

第27条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会改革推進会議で検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第42号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月17日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（にかほ市議会議員政治倫理条例の一部改正）

2 にかほ市議会議員政治倫理条例（平成27年にかほ市条例第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略